

山梨県マイナンバーカード普及促進事業業務委託に係る一般競争入札公告
次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

令和4年10月14日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 一般競争入札に付する事項

1 業務の名称

山梨県マイナンバーカード普及促進事業業務委託

2 業務の概要

委託業務に関する事務局を設置し、出張申請及び協力金に関する問い合わせ対応、申請の受付及び出張申請の実施、協力金を振込等の業務を行う。

3 業務の仕様

契約書（案）及び仕様書による。

4 履行期間

令和4年11月4日（金）から令和5年3月22日（水）まで

5 履行場所

山梨県内において、山梨県総務部市町村課と速やかに連携がとれる場所とする。

二 一般競争入札の参加資格

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和3年3月8日山梨県告示第67号）に規定する物品等競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

3 この公告の日から開札の日までの間に、山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

4 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は法人であって、その役員が暴力団員でないこと。

6 この公告に示した業務を確実に履行できる体制が整備されている者であること。

と。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁本館4階

山梨県総務部市町村課行政選挙担当 電話 055-223-1424

メールアドレス shichoson@pref.yamanashi.lg.jp

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和4年10月21日（金）までの山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで三の1の場所において交付する。

また、電子メールによる交付を希望する場合は、必ず電話をした上で、令和4年10月21日（金）午後1時までに電子メールにて三の1に掲げるメールアドレス宛に、入札説明書交付を希望する旨、連絡先（電話番号及びファックス番号）及び担当者名を送信すること。なお、交付は、電子メールへの返信により行われるので、受領したいアドレスから送信すること。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から令和4年10月21日（金）午後5時までに必着で三の1の場所に持参または郵送で提出する。持参の場合は、県の休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに提出する。

4 入札及び開札の日時及び場所

令和4年10月28日（金）午後1時30分

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号 山梨県庁議事堂地下会議室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

委託業務に係る振込手数料は、実績に応じて変更するため、委託料の積算にあたっては、下記の金額で積算すること。

振込手数料 3,124,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、当該業務委託で取り扱う協力金の原資は、見積もりに含めないこと。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 入札保証金

免除（規則第108条の2第2号の規定による）

2 契約保証金

契約を締結しようとする者は、規則第109条に規定する契約保証金を納めなければならない。

ただし、規則第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

3 違約金の有無

有

4 最低制限価格

無

5 契約書作成の要否

要

6 その他

落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合又は規則第81条に基づく協議において会計管理者が承認しなかった場合には契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書による。